

副本

令和4年(ワ)第891号 国家賠償請求事件

原告 デヴァ・スリヤラタ ほか2名

被告 国

求釈明に対する回答書

令和4年9月2日

名古屋地方裁判所民事第10部合議口B係 御中

被告指定代理人

浅海 俊 介

山田 祥太郎

前田 和 樹

佐藤 博 行

後藤 光

三本 嘉 洋

内藤 翔 太

長尾 武 明

長尾 正 樹

野田 萌 子

河 本 岳 大

清 水 俊 幸

幸 英 男

高 崎 純

江 崎 陽

永 美 辰 也

佐々木 俊 彦

被告は、本回答書において、原告らの2022年（令和4年）7月19日付け求釈明申立書（以下「求釈明申立書」という。）に対し、以下のとおり回答する。

なお、略語については、本書面で新たに定義するもののほかは、従前の例による。

第1 求釈明事項

- 1 2021年2月15日の尿検査の結果について、誰がいつの時点で認識したのか明らかにされたい。
- 2 同年2月15日の尿検査の結果、看護師はウイシュマさんが飢餓状態にあると認識するに至ったか否か明らかにされたい。
- 3 同年2月15日の尿検査の結果を受けて、誰の判断でいつどのような対応がなされたか明らかにされたい。
- 4 同年4月9日の中間報告において、同年2月15日の尿検査の結果について言及がない経緯を明らかにされたい。

第2 被告の回答

1 はじめに

原告らは、求釈明申立書において、「被告の上記尿検査に対する対応が適正であった旨の主張は、（中略）反論内容が不明確で理解し難い」（求釈明申立書3ページ）として、被告に対し、前記第1の事項について釈明を求めているところ、原告らが指摘する被告の反論内容は、被告の令和4年7月13日付け第1準備書面（以下「被告第1準備書面」という。）第4の4(2)ウ（52ないし54ページ）において、明確に主張したとおりであり、原告らが「反論内容が不明確で理解し難い」とする趣旨は明らかではないが、この点をおくとして、以下において、原告らの求釈明事項に対し、必要と認める範囲で回答する。

2 求釈明事項1について

名古屋入管の看護師は、令和3年2月15日にウイシュマ氏に係る尿検査(以

下「本件尿検査」という。)の結果を認識した(甲第4号証の1・40及び41ページ、同号証の2・22及び23ページ、甲第5号証51ページ)。

名古屋入管の看護師によれば、同看護師は、同月18日の庁内診療の際、庁内内科等医に対し、本件尿検査の結果を伝えたとのことである(甲第4号証の2・22、23及び27ページ)が、庁内内科等医は、同日の診療の際に本件尿検査の結果を把握したかどうかの記憶は定かではない旨述べている(甲第4号証の2・27ページ(脚注44))。

3 求釈明事項2について

名古屋入管の看護師の認識は、本件尿検査におけるケトン体の数値が、脱水及び栄養不足状態を表しているというものである(甲第4号証の2・22及び23ページ)。

4 求釈明事項3について

名古屋入管の看護師は、令和3年2月15日、本件尿検査のケトン体の数値が、脱水及び栄養不足状態を表していると認識したことなどから、看守勤務者に対し、ウィシユマ氏は引き続き脱水状態であり、摂食状況も芳しくないため、OS-1の量を1000ミリリットルを目安に増やすよう指示する対応をした(甲第4号証の2・22及び23ページ)。

5 求釈明事項4について

本件の死亡事案に係る入管庁職員による調査チームが、令和3年4月9日に入管庁が中間報告書を公表した後の調査により、本件尿検査の結果を把握した(甲第4号証の2・23ページ(脚注37))ため、中間報告書では本件尿検査について言及がない。

以上